



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)

号外第175号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	任期付職員の採用等に関する条例施行規則(23)(任用課).....	1
	最高の号級を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則(24) (給与課).....	6
	教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する 規則(25)().....	7
	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(26)(任用課).....	10
	職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則(27)(給与課).....	11

人事委員会規則

任期付職員の採用等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第23号

任期付職員の採用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(辞令又は通知書の交付)

第2条 任命権者(条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。)は、次に掲げる場合には、職員(条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)に対して辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもって辞令又は通知書の交付に代えることができる。

(1) 条例第2条の規定により任期を定めて職員を採用する場合

(2) 条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員(次号において「任期付職員」という。)の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

(特定任期付職員の号給の決定の基準)

第3条 特定任期付職員(条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、

その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の表に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	1号給
(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	2号給
(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	3号給
(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	4号給
(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	5号給
(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	6号給
(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	7号給

(特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にとっては、支給を受けた直近の当該特定任期付業績手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業績に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)第11条の規定による期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第6条 一般任期付職員(条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)第1条に規定する企業職員を除く。))をいう。以下同じ。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、級別資格基準表(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。)第2条の4第1項に規定する級別資格基準表をいう。以下同じ。)の試験欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員の職務の級が、初任給規則第3条第1項の基準によれば部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て別にその者の職務の級を決定することができる。

(一般任期付職員の給料月額の決定等の特例)

第7条 新たに一般任期付職員となった者の給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は、採用の日の前日から級別資格基準表を適用する場合における当該一般任期付職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において初任給基準表(初任給規則第3条の2に規定する初任給基準表をいう。以下同じ。)を適用して得られる初任給(前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部局内の他の職員との権衡を考慮して昇格、昇給等に係る規定を適用した場合に当該採用の日におけることとなる給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の範囲内で決定することができる。

2 前項の規定の適用を受ける一般任期付職員に係る初任給規則第8条第4項の規定の適用については、同項第

2号中「第7条の規定の適用を受けて給料月額が決定された者又は第7条の2第1号若しくは第2号に該当し、同条」とあるのは、「任期付職員の採用に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第23号）第7条第1項」とする。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

2 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）企業職員 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の適用を受ける職員のうち同条例第19条の規定の適用を受ける職員以外の職員及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の適用を受ける職員のうち同条例第26条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。</p> <p>（3）現業職員 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の適用を受ける職員のうち同条例第18条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。</p> <p>（4）及び（5）略</p> <p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>（7）育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下</p>	<p>（定義）</p> <p>第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）企業職員 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月鳥取県条例第39号）の適用を受ける職員のうち同条例第19条の規定の適用を受ける職員以外の職員及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年3月鳥取県条例第3号）の適用を受ける職員のうち同条例第25条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。</p> <p>（3）現業職員 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年10月鳥取県条例第37号）の適用を受ける職員のうち同条例第17条の規定の適用を受ける職員以外の職員をいう。</p> <p>（4）及び（5）略</p> <p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第1条の2 条例第16条の4第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「期末手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）～（6）略</p> <p>（7）育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月鳥取県条例第6号。</p>

「育児休業条例」という。)第5条の3第1項に規定する職員以外の職員

(8)及び(9) 略

第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項の給料表の適用を受ける職員(5号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「特定任期付職員」という。)とする。

2 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員、任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員については、100分の25とし、管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員、任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員及び特定任期付職員のうち5号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 第1条の2第1号から第4号まで又は第8号のいずれかに該当する者

(2)~(6) 略

別表第1(第2条の3関係)

給料表	職員	加算割合
略		
任期付研究員条例第6条第2項の給料表	すべての職員	100分の5
任期付職員条例第4条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10

以下「育児休業条例」という。)第5条の2第1項に規定する職員以外の職員

(8)及び(9) 略

第2条の4 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(4号給以上の給料月額を受ける職員に限る。以下「任期付研究員」という。)とする。

2 条例第16条の4第5項に規定する人事委員会規則で定める割合は、管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員及び任期付研究員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員については、100分の25とし、管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員及び任期付研究員のうち5号給及び4号給の給料月額を受ける職員については、100分の15とする。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「勤勉手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 第1条の2第1号から第4号まで又は第7号のいずれかに該当する者

(2)~(6) 略

別表第1(第2条の3関係)

給料表	職員	加算割合
略		
任期付研究員条例第6条第2項の給料表	すべての職員	100分の5

備考 略

備考 略

(職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 職員の旅費に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「追加項」という。)を加える。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務(次項及び第3項において「行政職相当職務」という。)及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第4条第1項に規定する特定任期付職員に係る行政職相当職務は、任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。</u></p>	<p>(行政職給料表による級の職務に相当する職務等)</p> <p>第4条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の職務に相当する職務(次項において「行政職相当職務」という。)及び同条第3項の人事委員会規則で定める行政職給料表による級の号給に相当する号給は、別表第1及び別表第1の2のとおりとする。</p> <p>2 略</p>

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

- 4 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年鳥取県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号</u>に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～オ 略</p> <p>(2) <u>任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)</u>第6条第1項に規定する第1号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額 ア～エ 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第2号</u>に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～オ 略</p> <p>(2) 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第6条第1項に規定する第1号任期付研究員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額 ア～エ 略</p>

(3) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)
第4条第1項に規定する特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれに定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 1万2,000円

イ 5号給 1万円

ウ 2号給から4号給まで 8,000円

エ 1号給 6,000円

2 略

2 略

最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第24号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第72号)附則第2項の規定に基づき、平成15年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第3アの備考(2)又はイの備考(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員(以下「最高の号給を超える職員」という。)及び切替日の前日において任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条第4項の規定による給料月額を受けていた職員(以下「6号給を超える任期付研究員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第2条 最高の号給を超える職員の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

$\frac{\text{その者の切替日の前日における給料月額(以下「旧給料月額」という。)} - \text{切替日の前日におけるその切替日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額}}{\text{その者の属する職務の級における最高の号給の額}}$

+ 切替日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

(期間の通算)

第3条 最高の号給を超える職員に対する切替日以後における最初の給与条例第4条第8項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第45号)附則第2項から第4項までの規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員

会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

(6号給を超える任期付研究員の給料月額の切替え)

第4条 6号給を超える任期付研究員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$109,000円 \times \frac{\text{その者の旧給料月額} - 899,000円}{112,000円} + 880,000円$$

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、最高の号給を超える職員及び6号給を超える任期付研究員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第25号

教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>2 略</p>	<p>第6条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>2 略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年間において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員</p> <p>ア~エ 略</p> <p>オ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)</p> <p>(3)~(12) 略</p>	<p>第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第19条第2項に定める昇給の時期以前1年間において、勤務日等(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。))第12条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。))第10条第1項に規定する勤務日等をいう。)から休日等(給与条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)を除いた日のうち、次に掲げる事由により勤務しなかった期間及び任命権者(県費負担教職員にあっては市町村教育委員会)の承認を得ずして勤務しなかった期間が通算して30日を超える職員</p> <p>ア~エ 略</p> <p>オ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)</p> <p>(3)~(12) 略</p>

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給基準)</p> <p>第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の5第1項に規定する大学院修学休業をしている職員</p>	<p>(支給基準)</p> <p>第2条 条例第11条の2第1項前段の人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第20条の3第1項に規定する大学院修学休業をしている職員</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 1 条の 2 条例第16条の 4 第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の 5 各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 大学院修学休業職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第20条の 5 第 1 項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。)</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 1 条の 2 条例第16条の 4 第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する一般職員(条例第16条の 5 各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 大学院修学休業職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第20条の 3 第 1 項に規定する大学院修学休業をしている職員をいう。以下同じ。)</p>

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 5 条 職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年鳥取県人事委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第 5 条の 2 条例第 5 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第 2 条の規定により育児休業(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第 3 号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第 3 条第 1 号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児介護休業法」という。)第 2 条第 1 号に規定する育児休業)をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第20条の 5 第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間 イ 略 (2) 略</p>	<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第 5 条の 2 条例第 5 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間 ア 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第110号)第 2 条の規定により育児休業(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第 3 号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第 3 条第 1 号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)にあっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号。以下「育児介護休業法」という。)第 2 条第 1 号に規定する育児休業)をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第 1 号)第20条の 3 第 1 項に規定する大学院修学休業をしていた期間 イ 略 (2) 略</p>

附 則

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第26号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（試験の方法）</p> <p>第16条 試験は、職務遂行の能力の有無及びその能力の順位を正確に判定するため、次に掲げる方法のうち2以上を併せて行うものとする。</p> <p>（1）筆記試験 （2）口述試験 （3）身体検査 （4）体力検査 （5）資格調査 （6）経歴評定 （7）勤務評定 （8）その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法</p> <p>2 略</p>	<p>（試験の方法）</p> <p>第16条 試験は、職務遂行の能力の有無及びその能力の順位を正確に判定するため、次の各号に掲げる方法の一により行うものとする。</p> <p>（1）筆記試験及び身体検査 （2）口頭試問及び身体検査並びに人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識及び適応性の判定の方法 （3）第1号及び第2号の方法をあわせ用いる方法</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第27号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の調整額に関する規則 (昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2 (第 2 条関係) ア 行政職給料表		別表第 2 (第 2 条関係) ア 行政職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,200円	1 級	5,200円
2 級	<u>6,600円</u>	2 級	<u>6,700円</u>
3 級	8,600円。ただし、1号給 <u>8,352円</u>	3 級	8,700円。ただし、1号給 <u>8,505円</u>
4 級	<u>9,900円</u>	4 級	<u>10,100円</u>
5 級	<u>10,300円</u>	5 級	<u>10,500円</u>
6 級	<u>11,000円</u>	6 級	<u>11,200円</u>
7 級	<u>11,400円</u>	7 級	<u>11,600円</u>
8 級	<u>12,000円</u>	8 級	<u>12,200円</u>
9 級	<u>13,000円</u>	9 級	<u>13,300円</u>
10 級	<u>13,700円</u>	10 級	<u>14,000円</u>
11 級	<u>15,600円</u>	11 級	<u>16,000円</u>
イ 公安職給料表		イ 公安職給料表	
職務の級	調 整 基 本 額	職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給 <u>7,087円</u> 、3号給 <u>7,384円</u> 、4号給 <u>7,704円</u> 、5号給 <u>8,023円</u>	1 級	8,400円。ただし、2号給 <u>7,209円</u> 、3号給 <u>7,510円</u> 、4号給 <u>7,834円</u> 、5号給 <u>8,158円</u>
2 級	<u>9,100円</u> 。ただし、2号給 <u>7,780円</u> 、3号給 <u>8,109円</u> 、4号給 <u>8,518円</u> 、5号給 <u>8,964円</u>	2 級	<u>9,300円</u> 。ただし、2号給 <u>7,915円</u> 、3号給 <u>8,248円</u> 、4号給 <u>8,667円</u> 、5号給 <u>9,117円</u>
3 級	<u>9,900円</u> 。ただし、2号給 <u>8,973円</u> 、3号給 <u>9,351円</u> 、4号給 <u>9,724円</u>	3 級	<u>10,100円</u> 。ただし、2号給 <u>9,126円</u> 、3号給 <u>9,508円</u> 、4号給 <u>9,900円</u>
4 級	<u>10,700円</u> 。ただし、1号給 <u>10,485円</u>	4 級	<u>10,900円</u> 。ただし、1号給 <u>10,683円</u>

5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円、8号給8,793円、9号給9,103円
2 級	11,800円。ただし、2号給8,640円、3号給8,959円、4号給9,283円、5号給9,630円、6号給9,994円、7号給10,498円、8号給11,029円、9号給11,565円
3 級	12,900円(給与条例別表第3アの備考(2)に定める職員にあっては、13,100円)
4 級	14,200円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円。ただし、2号給6,664円、3号給6,948円、4号給7,272円、5号給7,627円、6号給8,037円、7号給8,487円
2 級	11,700円。ただし、2号給7,366円、3号給7,740円、4号給8,149円、5号給8,640円、6号給8,959円、7号給9,283円、8号給9,630円、9号給9,994円、10号給10,498円、11号給11,029円、12号給11,565円
3 級	12,400円(給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、12,600円) ただし、1号給12,285円(同表イの備考(2)に定める職員にあっては、12,600円)
4 級	13,900円

5 級	11,600円
6 級	12,300円
7 級	12,700円
8 級	13,200円
9 級	13,700円
10 級	14,400円

ウ 教育職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円、7号給8,631円、8号給8,941円、9号給9,270円、10号給9,585円
2 級	12,000円。ただし、2号給8,788円、3号給9,112円、4号給9,454円、5号給9,805円、6号給10,174円、7号給10,692円、8号給11,241円、9号給11,790円
3 級	13,100円(給与条例別表第3アの備考(2)に定める職員にあっては、13,400円)
4 級	14,600円

エ 教育職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,600円。ただし、2号給6,777円、3号給7,069円、4号給7,398円、5号給7,762円、6号給8,176円
2 級	11,900円。ただし、2号給7,497円、3号給7,875円、4号給8,289円、5号給8,788円、6号給9,112円、7号給9,454円、8号給9,805円、9号給10,174円、10号給10,692円、11号給11,241円、12号給11,790円
3 級	12,700円(給与条例別表第3イの備考(2)に定める職員にあっては、12,900円) ただし、1号給12,532円(同表イの備考(2)に定める職員にあっては、12,892円)
4 級	14,100円

オ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,084円、3号給6,282円、4号給6,511円、5号給6,795円、6号給7,137円、7号給7,519円、8号給7,924円
2 級	9,800円。ただし、2号給8,302円、3号給8,748円、4号給9,166円、5号給9,585円
3 級	11,700円。ただし、1号給11,605円
4 級	12,600円
5 級	15,800円。ただし、1号給15,498円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,200円。ただし、2号給10,692円、3号給11,151円
2 級	14,000円。ただし、1号給13,459円
3 級	15,600円
4 級	16,800円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200円
2 級	8,100円。ただし、2号給7,983円
3 級	9,700円。ただし、1号給9,319円、2号給9,648円
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,876円、3号給7,128円、4号給7,389円、5号給7,668円、6号給8,041円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,091円、3号給8,469円、4号給8,887円、5号給9,157円、6号給9,427円、7号給9,706円
3 級	10,400円。ただし、1号給10,021円、2号給10,341円

オ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給6,192円、3号給6,390円、4号給6,624円、5号給6,912円、6号給7,263円、7号給7,650円、8号給8,059円
2 級	10,000円。ただし、2号給8,451円、3号給8,905円、4号給9,333円、5号給9,760円
3 級	11,900円。ただし、1号給11,839円
4 級	12,800円
5 級	16,100円。ただし、1号給15,826円

カ 医療職給料表(1)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,400円。ただし、2号給10,885円、3号給11,353円
2 級	14,300円。ただし、1号給13,729円
3 級	15,900円
4 級	17,100円

キ 医療職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,300円
2 級	8,200円。ただし、2号給8,118円
3 級	9,900円。ただし、1号給9,499円、2号給9,832円
4 級	10,600円
5 級	11,500円
6 級	12,400円
7 級	13,500円

ク 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,300円。ただし、2号給6,997円、3号給7,249円、4号給7,519円、5号給7,803円、6号給8,181円
2 級	10,200円。ただし、2号給8,230円、3号給8,617円、4号給9,040円、5号給9,315円、6号給9,598円、7号給9,882円、8号給10,192円
3 級	10,600円。ただし、1号給10,210円、2号給10,539円

4 級	10,800円	4 級	11,000円
5 級	11,100円	5 級	11,400円
6 級	12,500円	6 級	12,800円
7 級	13,500円	7 級	13,800円

(職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (平成 7 年鳥取県人事委員会規則第21号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下この条において「移動項」という。) に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下この条において「移動後項」という。) が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項 (以下この条において「削除項」という。) を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項 (以下この条において「追加項」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (項及び別表の表示並びに削除項を除く。) を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (項及び別表の表示並びに追加項を除く。) に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表 (以下この条において「移動別表」という。) に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表 (以下この条において「移動後別表」という。) が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 現に受ける職務の級及び号給 (平成 8 年 1 月 1 日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給を除く。以下この項において同じ。) の給料月額 (以下この項において「現に受ける給料月額」という。) (現に受ける給料月額が現に受ける職務の級及び号給 (現に受ける号給が附則別表の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、現に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給) の平成 8 年 1 月 1 日において適用される給料月額 (以下「基準日の対応給料月額」という。) を超えている場合は、現に受ける給料月額と基準日の対応給料月額との差額の 2 分の 1 を現に受ける給料月額から減じた額) 及び職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則 (平成 12 年鳥取県人事委員会規則第 21 号) 第 1 条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則 (以下「平成 12 年改正後の規則」という。) 第 2 条第 2 項の規定により算出した額の合計額 (以下「改正後の仮定給料の月額」という。) が、基準日の対応給料月額及び基準</p>

日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第2条第2項を適用したときに得られる額(この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数に変更された場合は、当該変更後の調整数が改正前の規則別表第1の調整数欄に掲げられていたものとみなして同項の規定を適用したときに得られる額)の合計額(以下「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、平成12年改正後の規則第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額を加えた額とする。

- 3 現に受ける職務の級の号給が平成8年1月1日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給である職員及び現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員の給料の調整額に関する経過措置は、人事委員会が定める。

(経過措置)

- 2 平成15年1月1日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則(平成14年鳥取県人事委員会規則第27号。以下「平成14年改正規則」という。)による改正前の職員の給料の調整額に関する規則(以下「平成14年改正前の規則」という。)第2条第2項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給(同日に受ける号給が附則別表第1の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成8年1月1日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成8年1月1日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数である職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則(以下「改正前

の規則」という。)第2条第2項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、平成14年改正規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則(以下「平成14年改正後の規則」という。)第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と平成14年改正後の規則別表第1の調整数欄に掲げる調整数(以下「調整数」という。)が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における平成14年改正前の規則第2条第2項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給(新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第1の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成8年1月1日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成8年1月1日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給である職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「旧

基準日の対応給料月額」という。)との差額の2分の1を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第2条第2項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、平成14年改正後の規則第2条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

- 5 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員であった者で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第2項(新基準日以後に新たに職員となった者)にあっては、前項)の規定を準用する。
- 6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表第1 略

附則別表第2

平成15年1月1日から同年3月31日まで	100分の100
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	100分の75
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の50
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の25

- 4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表 略

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

